

Ⅷ 弁護士会の運営に関する課題

1. 会員サービスについて

(1) 弁護士業務妨害対策

- ① 弁護士業務妨害対策特別委員会（以下、「委員会」という。）は、各会員からの「弁護士業務妨害に対する支援要請」に基づき、各会員に対する支援を行っている。

弁護士は、従来、「自分に降りかかった火の粉は、自分で振り払う。」という傾向を有していたと思われるが、一方で、年々弁護士に対する業務妨害事件は増加傾向及び悪質化傾向にある。また、法曹人口の増加に伴い、女性会員や若手会員に対する妨害事案も増加傾向にある。

1989（平成元）年11月の坂本堤弁護士一家殺害事件、その後の渡辺興安弁護士殺害事件や岡村勲弁護士夫人殺害事件など、弁護士やその家族が業務妨害を受けて殺害されるという痛ましい事件が相次いで発生した。

また、かつては、ヤミ金融業者の虚偽の通報により、消防車、救急車、パトカーなどが駆けつけたり、タクシーが配車されたり、寿司などの出前が配達されたりするなどの業務妨害行為が多発していた時期もある。

また、弁護士の身体にガソリンをかけライターで点火しようとした事例も発生した。法律事務所に爆発物が郵送されて爆発し、或いは凶器によって事務員が大けがをするという悪質な妨害事件も発生した。

そして、2004（平成16）年9月13日には、千葉県弁護士会所属の女性会員が受任していた離婚事件の相手方である夫から、刃物で顔面付近を斬りつけられ重傷を負うという事件が発生した。2007（平成19）年9月には、大阪の法律事務所で女性事務員が殺害されるという事件、2010（平成22）年11月には、秋田で自宅を訪問した男に刺されて殺害されるという深刻な事件も発生した。弁護士、家族、事務員らの生命が奪われ、狙われるなど重大かつ悪質な業務妨害事件が続発している。

また、街宣車、出版物、インターネットやその他の通信手段を利用して、弁護士の名誉を毀損して業務を妨害する事案や、弁護士に対する不当な提訴や懲戒請求を行って業務を妨害するという事案も発生している。パーソナリティ障害者と思われる人物から嫌がらせを受ける事案もある。

そして、2010（平成22）年6月2日、横浜弁護士会に所属する前野義広弁護士（60期）が事務所で執務中に、訴訟事件の相手方である男性から胸などを刃物で刺され死亡するという痛恨の事件が発生した。その際、妨害者は、刃物のほか、高電圧のスタンガンなどを所持していたとの情報もある。

さらには、同年11月4日、秋田弁護士会に所属する津谷裕貴弁護士（35期）が、自宅に押し入った男性に刺殺されるという痛恨の事件が発生した。

このような、最近の業務妨害事件は、凶悪化の傾向とともに、悪質化、狡猾化の傾向もみら

れる。従って、弁護士会が一丸となってこれに対応し、例えば警察を迅速に動かすなどして、弁護士やその家族、事務職員ら関係者の生命、身体、財産を守ること、また献身的に職務の遂行に当たっている弁護士の名誉を守ることが今後の重要課題であると思われる。

なお、日弁連の調査によれば、弁護士の業務妨害に関する委員会の数は、全国 52 単位会のうち 21 会で設置されているとのことである（2005（平成 17）年 8 月現在）。なお、対応委員会が設置されていない弁護士会にあっても、執行部や他の委員会等が対応するなど回答した弁護士会は 21 会であった。

日弁連は、弁護士業務妨害対策委員会において、各単位会に向けて、業務妨害対策のための組織作りや活動の基本モデルを作り、さらに全会員向けに対策マニュアルを作成した。東京弁護士会においても、1998（平成 10）年 4 月、弁護士業務妨害対策特別委員会を発足させ、あわせて「弁護士業務妨害対策センター」をスタートさせた。

- ② 日弁連が行った弁護士業務妨害に関するアンケートの結果が、2005（平成 17）年 2 月の弁護士業務妨害ニュースで公表された。

その報告によると、2003（平成 15）年の妨害事例の回答数が 54 件であったところ、2004（平成 16）年には、145 件にも達している。このことから妨害事例の増加傾向が見てとれる。

業務妨害を受ける率は、女性会員の方が男性会員よりも多いという傾向にあり、事務員（23%）や弁護士の家族（8%）が妨害を受けた事案も報告されている。

また、暴力団関係者からの妨害は、11%から 19%に増加している。

妨害行為の内容としては、弁護士に対する懲戒申立が 11%から 16%に増加している。

弁護士の対抗措置としては、「警察に連絡」が 26%あり、警察権力に頼らざるを得ない事案が依然として 4 分の 1 以上占めている。

- ③ 委員会が行う具体的な支援制度は現在次のとおりである。

会員からの支援要請があった場合、委員会は、被害相談に応じる。事案の内容によっては、警備体制、証拠保全やその他の対応策などについて助言をする。

更に悪質なケースについては、委員会として警察に対し被害相談に赴き、場合によっては、各委員が代理人となって刑事告訴・告発を行なう。もちろん、面談禁止の仮処分申立や訴訟提起など民事的法的手段を講じる場合もある。

暴力団関係者や、破壊的、暴力的パーソナリティ障害者からの理不尽な暴力に対しては、およそ弁護士一人の力では到底対処できない。

これまでの経験に照らせば、弁護士が一人で警察に被害相談したときよりも、委員会の立場で被害相談したときの方が、警察の対応は丁寧であり、迅速であったと思われる。委員会と警察とのパイプも年々太くなってきている。

緊急を要する場合には、委員会を挙げて早急に対応できるというメリットもある。

- ④ 委員会になされた支援要請は、2009（平成 21）年度は 10 件、2010 年（平成 22）年度は 16 件であった。また、2011（平成 23）年 4 月から 11 月までの間に 7 件の支援要請があった。

最近の特徴としては、女性会員がストーカーと化した依頼者につきまといわれたり、正義感に燃える若手会員が、拘留中の被疑者や訴訟マニアと思われる手練れのクレーマーから、善意を逆にとられて脅迫されるという事案も目立つようになってきた。

また、パーソナリティ障害と思われる妨害者が、弁護士に対し逆恨みをして、弁護士の生命身体の安全を脅かす旨の脅迫行為を行うもの、在監中又は出獄直後の妨害者が弁護士に対し、弁護士やその家族、事務所の事務員らを攻撃する旨手紙で脅迫するものなど、陰湿、悪質な脅迫行為も目立ってきた。

前述したとおり、大阪弁護士会に所属する弁護士に対する業務妨害により、事務員の女性が工具等で頭部を殴打され、殺害されるという事件が発生したが、このような妨害行為の凶悪化は、関東でも見られるところである。

このように最近、委員会に対する支援要請が増加したのは、法曹人口の増加に伴って、女性会員や若手会員に対する妨害事案が増加したことに起因すると思われる。また、一方では、妨害行為が凶悪化したため、「自分一人の手には負えない。」という事案が増加したことに起因すると思われる。

今後も、会員の業務妨害発生の予防意識をさらに高め、仲間の弁護士による迅速適切な対応が功を奏するよう、業務妨害対策マニュアルの内容を会員相互に広く浸透させる必要がある。

また、「危険な業務には近づかない。」と考え、人権活動から手を引く弁護士が増加することのないよう、広報活動にも益々力を入れていかなければならないところである。

そもそも、弁護士の使命は、人権擁護と社会正義の実現である。「危険な業務」だからといって、その使命を回避してしまっていては、弁護士業務の自殺行為である。

弁護士会が、そして委員会が、弁護士の使命の実現に邁進する弁護士を全面的に支援するため、今後も支援制度の P R と対応マニュアルの改善に努めることがより重要となる。

- ⑤ ところで、弁護士が業務妨害を受けたとき、ある場面においては、当該被害弁護士側に加害者から付け入られるスキが存する場合がある。

弁護士としては、自分の弱みは人に見せたくないものである。しかし、これによって支援要請を躊躇してしまえば、さらに被害が拡大するおそれもある。大阪弁護士会での妨害事案では、ベテランの弁護士が数億円の恐喝の被害を受けた事件があった。

「自分のことを相談するのは恥ずかしい。」という弁護士同士が持っている考え方を一掃すること、逆に言えば、躊躇なく相談できる雰囲気と制度を確立すること、これが、まず大前提として必要なことと思われる。

日本の法律事務所は、弁護士 1 人事務所が数多く存在しており、自分が困ったときに、恥を忍んで相談できる弁護士が身近にいない場合が多いと思われる。

さらに、今後、いわゆる「即独」する若手会員が増えるならば、弁護士のスキに付け入る妨

害者たちが幅をきかせてくることも当然予想できるところである。

よって、委員会の組織をより充実強化して、妨害事案を迅速適切に解決するとともに、今まで以上に厳格に会員の秘密を厳守し、一人一人の会員から不易の信頼をどこまで獲得できるか、それが、今後 10 年間の重要な課題となることは明らかである。

⑥ 今後、法曹人口の急増に伴い、弁護士に対する業務妨害事案も激増すると思われるところ、弁護士会としてあらかじめ検討しておくべき施策は、次のとおりであると提言する。

(ア) 弁護士会は、日本弁護士連合会、各単位会などと緊密に連絡を取り合いながら、弁護士に対する業務妨害事案の正確な情報を迅速に収集し、原因や動向などを分析して、情報を集約することがより重要となる。そして、集約した全国の妨害事案を体系的に整理して、総合的な対策マニュアルを策定し、各単位会などに情報提供していくことがより必要となる。

(イ) 弁護士会は、収集した情報や分析した結果を、「弁護士業務妨害対策ハンドブック」や L I B R A などの広報誌を通じて、一人一人の会員に広くきめ細かく伝達し、会員各自が業務後妨害の問題意識を持つことができる環境を整えることがより重要となる。そして、これまで会員各自が一人だけで抱え込み、悩み続けてきた深刻な業務妨害事案を、一つでも多く掘り起こし、速やかに健全な解決を図ることがより必要となる。なお、弁護士会と委員会から 2011（平成 23）年 6 月に出版された「弁護士業務妨害対策ハンドブック二訂増補版－弁護士が狙われる時代に－」は、出版後、他の単位会や弁護士たちからぜひ送って欲しいという要望が殺到している。

(ウ) 弁護士会は、集積した妨害事案に基づいて、業務妨害に対する合理的且つ能率的な対応や対策を緻密に研究することが求められ、そして、その研究にあたっては、弁護士だけで独断に陥ることなく、精神科医など関連する専門分野のエキスパートとも連携することがより重要となる。

前述したとおり、法曹人口の増加に伴い、女性会員や若手会員が増加しているところ、女性会員や若手会員をターゲットにした業務妨害も増加している。よって、弁護士会が女性会員や若手会員を今まで以上にバックアップしていく態勢をより一層充実させていく必要がある。

(エ) 弁護士会は、警察庁や警視庁など地域警察と、業務妨害対策のための緊密な連携体制を作り、弁護士のみならず、法律事務所の事務職員、その家族らの生命、身体等の安全を守ることが求められている。

(オ) 弁護士会は、2004（平成 16）年 4 月から会員サポート窓口を発足させたが、これは、会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題について、担当相談員が相談に応じる制度である（会員サポート規則 2 条）。委員会が、会員サポート窓口など新しく設けられた制度とも連携をとって、業務妨害に対処できるようにすることも重要である。

(カ) 弁護士会は、委員会及びその周辺組織を充実強化し、予防策も含めた、体系的、総合的妨害対策マニュアルを有する、会員から信頼される業務妨害対策システムを立ち上げるこ

とが重要である。

- (キ) 弁護士会は、裁判所内で生じる暴力行為等に対応するため、弁護士会と裁判所との間でのための連絡協議会を設ける必要がある。これまでは、裁判所内の暴力等については、個々の弁護士と個々の裁判官とが区々の対応を余儀なくされてきた。しかし、今後は、弁護士会内の専門委員会と裁判所の専門窓口とで、迅速な、組織的且つ合理的な対応を実現するため、そのための連絡協議会を設ける必要がある。これは、国民の裁判を受ける権利を保障するためにも重要な制度であると考えられる。

(2) 会員サポート窓口

① 会員サポート窓口について

- (ア) 会員サポート窓口（以下「サポート窓口」という。）は、会員業務の支援を行うことを目的に、理事者の補佐機関として、2004（平成16）年4月1日に創設された制度である。サポート窓口の運営は、「会員サポート窓口規則」（以下「窓口規則」という。）に定められた会員サポート窓口連絡協議会（以下「協議会」という。）で行われており、2011（平成23）年3月末で7年の歴史を刻んだことになる。

協議会の委員であるサポート窓口の相談員の定員は20名と定められており、スタート時から3年間は10名の委員で構成されていたが、増員が行われ、現在は合計18名の委員によって運営されている。現在の委員は、東京弁護士会の会長または副会長及び弁護士倫理委員会の委員長等の経験者である。

- (イ) サポート窓口に相談を希望する会員またはその家族は、具体的な相談に際しては、東弁事務局次長宛てに、原則として文書によって申し込みをすることになっている。守秘義務との関係で、受付窓口を一本化しているのである。申し込みがあると、直ちに対応することを旨として、相談案件の1件ごとに委員1名が担当し、電話もしくは面談をして回答するやり方をとっており、複雑・困難な案件についてのみ複数の委員で臨むようにしている。また、個々の案件については、委員の大半が出席する定例の協議会で分析、検討し、回答に誤りやブレが生じないように心がけている。

また、窓口規則には、窓口活動の支援を目的とする機関としてバックアップチームが定められており、これまでには、その一つである東弁の弁護士業務妨害対策特別委員会との交流がはかられた。

- (ウ) 2004（平成16）年4月1日のスタート時点から、2011（平成23）年3月31日までの7年間に寄せられた相談案件は125件ほどであり、その内訳としては、初年度には業務妨害案件の相談がかなり多く、2年目から3年目にかけては、利益相反事例や、弁護士として行い得ない案件などの受任、辞任に関する相談が目立って多かった。4年目と5年目には、利益相反事例に関する相談が全体の半数以上を占めるようになり、その傾向は現在も続いている。その他としては、事務所・事件の承継問題、非弁提携関係の解消問題など

が目立ったところであった。

なお、相談の申し出は、原則として東弁の会員に限定されているが、窓口規則の6条では、「会員の親族などが会員に代わって相談の申し出をすることができる」とされており、これまでも亡くなった会員の遺族、認知症や精神障害に陥った会員の家族からの相談にも対応してきた。むしろ、今後はこの分野の支援に力を入れるべきであると思われる。

② サポート窓口で扱われている事項

サポート窓口で扱える事項及び扱えない事項については、窓口規則の定めと、協議会における申し合わせ事項によって、以下のように整理されている。

(ア) サポート窓口で扱っている事項

- (a) 事務所の開設、閉鎖、譲渡に関する事項
- (b) 病気、精神疾患等による休業、会費免除に関する事項
- (c) 利益相反、弁護士法第25条関係等に関する事件の受任・辞任に関する事項
- (d) 事務所経営にともなうトラブルに関する事項
- (e) 東京弁護士会、日本弁護士連合会の委員会活動に関する事項
- (f) その他

(イ) サポート窓口で扱わないとされている事項

- (a) 個別の事件処理に関する事項
- (b) 懲戒手続に付された事案や紛議調停委員会・非弁提携弁護士対策本部などに係属中の事項及びこれらに移行する可能性が高いような事項
- (c) 本制度の目的に沿わない事項

協議会内部における申し合わせにより、この(c)に該当するものとして扱われている事項としては、事務所間の移籍に関する事項、事務所の経営難に関する事項、事務所内のトラブルに関する事項、家庭内のトラブルに関する事項などがあげられる。

③ 明日への課徴

サポート窓口は、この7年間に限って言えば、当初予想されたほどには利用者数は多くなかった。ただ、今後は以下の四分野において、利用者数は確実に増加していくものと思われる。

(ア) 一つは、登録後日の浅い会員向けの助言活動である。特に、修習の終了後に、法律事務所に就職できない会員や、就職できても、一、二年未満で退職してしまう会員を対象とする活動である。

最近では、登録後数年以内の会員が懲戒請求される事例が全国的に多発している。経験不足の弱点を素性のよくない業者等につけ込まれているようなケースが少なくない。

また、登録後数年以内の会員からの、受任している事件の処理そのものに関する相談も増えている。この種の問題は、本来は支援の対象ではないが、今後は、ある程度抽象化したかたちをとってでも助言する必要があるように思われる。受任業務に関連したトラブル

が増加すれば、結局は弁護士界全体の信用を低下させることになるからである。

さらに、顧客の増やし方、事務所の新設の仕方、依頼者との付き合い方、事務所のボスや兄弁との人間関係の調整など、これまでは相談の対象とは考えられなかったような分野にまで踏み込んでいく必要が感じられる。

これら、新進会員が抱える問題への取り組み方については、既存の各種会員サポート制度のうち、若手会員に対する制度である若手相談室、チューター制度などとの連携をはかるべきであり、協議会からは、3名の委員がチューター制度運営協議会に参加している。

- (イ) もう一つは、先進会員に対する助言活動である。精神的あるいは身体的不調によって、予期せぬ時期に業務の遂行が困難になる会員が増加し、その結果、扱い案件や事務所の引き継ぎなどの問題を中心とした相談ごとが増加している。

いずれの問題についてもどこが受け皿となるか、その財源はどうするか、事務所等の金銭的評価などの問題が伴うため、助言は容易ではない。法律相談センター、調査室、公設事務所、弁護士協同組合などとの連携が必要であるが、サポート窓口としては、事例を積み重ね、これら先進会員に対して少しでも貢献できるよう努めていくべきである。

- (ウ) 三つめは、同一事務所内における弁護士同士のトラブル問題である。このところ、パートナー同士の喧嘩、ボス弁とイソ弁との紛争が持ち込まれるケースが増えている。前述のように、本来、この問題はサポート窓口の扱い対象外の問題であった。ところがこの問題は、最終的には、紛議調停委員会に持ち込まれることになるのだが、同委員会は、本来は依頼者と受任弁護士間における紛争の調停を主目的としている。そこで、サポート窓口の委員が中に入ることによって、調停という形ではなく、業界における先輩としての助言というような角度からのアプローチを試みており、それなりの成果を得られることが少なくない。この分野にも、今後は力を入れていくべきであると思われる。

- (エ) 最後の一つは、利益相反などに代表される「弁護士として行うべきでない行為」に関する助言活動である。この問題については新進会員から中堅会員にかけて、毎年かなりの数の質問がサポート窓口寄せられている。

この問題は2004（平成16）年に制定された弁護士職務基本規定の解釈の問題という面もあるので、現在これらの問題については、2007（平成19）年4月から増員された委員を中心に相談対応にあたり、その結果について定例の窓口運営協議会で協議するという形をとっている。项目的には、会社とその取締役との利益相反事例や遺言執行者と相続人との利益相反事例などが多いが、具体的案件についてみると判断が難しい事例も少なくない。定例の協議会における議論の中で、結論が割れるような問題も生じている。

これらの問題については、ある程度事例が集まった時点で、資料集としてまとめていく必要があるものと思われる。

いずれにしても、会員に対する支援のための制度は種々設置されてきており、サポート窓口の存在についても広報していく必要があるように思われる。同時に、チューター制度などとの役割分担により、サポート窓口で扱う事項についても検討されるべきである。

(3) 会員サービスの拡充

① はじめに

個々の会員、特に経済的基盤の確立されていない若手会員にとって、会費の負担感が大きくなりつつあることからすると、会費負担に対応した会員サービスを楽しみたいとの要望が強まってきている。弁護士会としては、社会的な技術革新や若手会員の急増といった弁護士会をとりまく状況の変化に対応した会員サービスを提供していく必要があり、財政的・技術的制約のなかで可能な限りの会員サービスの拡充を図っていかねばならない。

② 会員の利便性向上

(ア) O A刷新

技術革新に対応したO A刷新が図られており、既に設置されている会館内の無線LANシステムなどに加えて、2008（平成20）年度からは会員サイト内に、各会員ごとの「マイページ」（会員マイページ）が開設された。会員サービス拡充の点では、登録した会員情報や所属委員会の開催日時・議事録等の閲覧がホームページ上で可能となった。また、研修講座の検索及び申込や法律相談担当の申込、法律相談の交代手続（自分の担当日の交代候補者を会員マイページで探し、交代者には別途確認を得たうえでオンラインで交代手続をする、交代者を募集する、交代者募集中の日程を表示して応募する）等もホームページ上で行えるようになった。

このようなO A刷新を更に推し進め、オンラインによる弁護士法23条の2の照会請求や会議室利用の予約などに対する要望もあるが、利用に伴う費用の納付方法その他技術的問題を解決する必要がある。

なお、弁護士法23条の2の照会請求については、2010（平成22）年10月より、郵送による受付が開始された。2011（平成23年）9月までの郵送受付開始後1年間では、全体で6545件の照会請求申出のうち710件が郵送により申出がなされ、概ね、全体の1割前後について郵送申出がなされており、運用において特段の問題等は生じていない状況にある。

(イ) 会館問題

従来より会館に関する問題が議論されているが、会員の利便性向上の観点から、現在の会館利用方法を含めて更なる議論が必要である。

③ 会員向け相談体制

(ア) 「こころの相談“ほっと”ライン」

2008（平成20）年4月1日より開始されたサービスであり、東弁の弁護士会員・外国特別会員等、およびその配偶者と健康保険の被扶養者を対象として、電話・Web（メール）・面接の方法によって、こころの健康の問題を相談する機会を得るためのアクセス手段を弁護士会が提供するものである（注：心の健康の問題の解決を直接の目的とするものではなく、

医療機関を紹介するものでもない。)。電話・Web（メール）・面接の受付は、弁護士会ではなく委託先の心理カウンセラーが対応している。電話については匿名での利用も可能であり、会員の家族が会員のために利用することもできる。

当サービスの提供は、近年の事件処理の複雑化や経済状況の変化により、会員を取り巻く業務環境が厳しくなり、業務に対して強い不安やストレスを感じる会員が増加しており、このような会員のこころの健康問題がその家族、依頼者、事務所及び社会に与える影響が大きくなっていることに対応したものである。特に、近時の若手会員の急増に伴う採用問題などによって、登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う不安やストレスが多く生じることも懸念されることから、そのようなストレスによる健康問題への対応としても機能することが期待される。

(イ) 若手相談室

若手会員（登録5年以内の会員。以下同じ。）による若手会員のための相談窓口で、事務所内の人間関係トラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとを気軽に相談するための窓口である（注：個別具体的事件に対する相談は除く。）。この若手相談室は、新進会員活動委員会の活動の一環として行われている。

当サービスは開設されて約4年が経過するものの、これまでは余り多く利用されていない現状があるが、上記のように登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う悩みが多く生じる懸念もあることから、会員への周知を強化することなどによって活用していくことが期待される。

(ウ) 弁護士業務妨害対策センター、会員サポート窓口

それぞれ該当項を参照されたい。

④ 会員への研鑽機会の提供

(ア) 研修、法律研究部

研修や法律研究部の活動が、会員の知識・法技術的専門性を高めるために有用であることは従来と変化ないところであり、今後もより一層の拡充が望まれるところである（詳細は該当項を参照されたい。）。)

(イ) チューター制度、法律相談等を通じたOJT制度など

いわゆる「ノキ弁」や「即独」など、身近にOJTを受ける機会に恵まれない若手会員の増加が懸念されているところであり、このような会員に対して弁護士会が支援する体制を構築することは急務である。先輩会員との交流を通じたOJTは、業務の処理方法を習得するために必要であることは勿論のこと、弁護士の公益性に裏打ちされた弁護士会の自治を保持するための教育課程の側面からも重要である（このような弁護士自治に対する理解は研修等だけで深めていくことは困難であると思われる。）。)

具体的方策としては、登録制のチューター制度（日弁連法的サービス企画推進センターにおいて2008（平成20）年より実施され、既に相当数の登録が行われている。）や、法律

相談における主・副担当制（現在の消費者問題専門相談や弁護士紹介制度などが参考になる。）の拡充が挙げられ、東弁においてもチューター制度が実施されている。詳細は別項（Ⅳ 6）を参照されたい。

2. 東弁将来構想

（1）本問題の背景

2008（平成 20）年度東弁理事者から総務委員会に対し、東弁の 10 年後の会務活動全般につき、生じうる重要な問題点の洗い出しとその対策についての諮問がなされた。諮問の理由としては、「現在の弁護士人口の状況を見れば、今後も大幅に増大していくが、仮に年間合格者数が 2,100 から 2,500 名に推移したとしても、そのまま増加してゆけば 15 年後には 5 万人を越し、50 年後には 8 万人程度になると予想される。これを当会についてみれば、毎年会員が 450 ～ 500 人前後増え続け、10 年後には 1 万人程度になると予想される。このような予想がほぼ確実な現在、将来の当会の会務活動全般の状況を予想すれば、会館の容量、会活動・研修の発展等と職員の増加、それに関する財政問題、若手会員の状況と会務活動参加、民事・刑事関係のニーズと業務等において検討すべき課題があり、ひいては弁護士会のあり方、役割、会内合意形成の方法を含めた組織論という問題についても検討しなければならず、これらの点について、早急に必要な対策を打ち出すことが必要である」ことが挙げられている。

（2）総務委員会の答申

前記諮問を受けた総務委員会では、将来構想 P T を設け、計 11 回に及び検討を行い、その検討結果を 2009（平成 21）年 12 月 22 日付で答申した。以下その概略を記載する。

① 意見集約・会内合意問題

新人会員が会務に関心を示さない原因として、若手の主体的な意見が反映される場が少ないこと、自らの仕事に追われて会務に参加する時間的余裕がないこと、会派における若手会員間のつながりが希薄化していること、人数の増加により個々人の関係の親密度が薄れていること等がある。

短期的な対策として、会員間での情報の共通化、例えば弁護士会の制度趣旨・重要政策や法改正問題・政府等の動きについて全会員に情報が提供できる制度の検討が必要であり、中期的な対策としては、会派以外の組織作り、例えば、区・市の地区割りの組織や、弁護士会内の正式な組織として金銭的援助と一定の役割を付与する各期会（同期会）、さらには現在の総会の役割を代議員会に委ねる代議員制の採用についても検討していく必要がある。

② 会館問題

本会が使用できる会館内の施設として 5 階会議室、クレオ、3 階三会研修会場があるが、い

ずれも常時満室状態である。通常の会務活動に使用できる部屋の確保が難しくなっており、研修会場は大きな部屋を必要としているが、現状では現在以上の研修を行うための会場確保ができない等、現在の会館では不足していることが明らかである。

短期的な対策としては、弁護士会活動以外の目的で会館の利用がなされているが、その利用に関しては、優先順位を規定し、弁護士会活動による利用がしやすいようにすることや、弁護士会活動以外の会館使用については料金を徴収するなどの運用をすることが必要である。長期的な対策としては、第二会館を作るべきであり、現在の会館から歩いて行ける近隣に取得すべきである。

③ 財政・会費問題

弁護士数の増加による影響は、会費の滞納件数の増加にもつながるが、短期的な対策として、会費の支払猶予・減免制度の整備、会費以外の各種負担金、手数料、受講料の見直し等の検討が必要である。

また、弁護士会は強制加入団体である以上、活動領域については弁護士会の目的に合致するかどうか常に検証されなければならないが、財政的観点からは、活動領域の拡大とともに増員した事務局職員の人件費の将来的傾向を把握しておく必要がある。

④ 会務活動

本会では会務活動を義務化しているが、会員増加により会務に参加する率が減少しており、一方では全委員会の定員の合計数が全会員数に満たないという問題もある。

会務活動を阻害する要因の除去対策として、委員会定員の増員と定足数制度の見直し、研修員制度の導入、育児中の女性会員のための委員会出席時の保育施設の常備の検討が必要である。

また、会務活動を誘引するような対策としては、会務活動参加に対しポイントを付与し一定ポイントに達した会員にポイントに応じた恩恵を与えるポイント制度の導入、会務の義務化の手直し、会務活動参加の程度に応じた会費減額制度の導入、委員の再選制限制度の導入、会務活動に関し表彰した会員の公表、統廃合を含め各委員会における活動の見直しということも検討すべきであろう。

⑤ 業務・研修

弁護士過疎分野等に対する対策として、少額事件に対応できる弁護士の名簿の整備、島等の過疎地又は自宅からでも相談できるインターネットを利用した相談機能の充実化といった体制作りが必要である。

弁護士業務に対する助力制度の充実として、改正法の知識等弁護士業務に必要な情報の提供、法律相談等の担当者名簿の自由化、民事当番弁護士制度の検討が必要であり、弁護士への助力制度としての研修も質の高い研修を目指すべきであろう。

⑥ 市民の信頼確保

市民にとって信頼性があるからこそ弁護士自治が認められるのであるが、弁護士増加の中で、従来とは異なる仕事をして、市民の信頼性をなくすような弁護士の増加が懸念されることから、弁護士会自体が信頼性確保の対策をとらざるを得ない。

そこで、苦情のある会員に対する弁護士会の指導監督のあり方（ガイドラインの作成）や、若手会員等に対する指導のあり方（クラス編成、指導担当者の配置等）の研究を行ない、ボトムアップを目指した新人研修や倫理上の違反者に対する研修を義務化することが社会的にも要請されると思われる。

⑦ 若手支援

法曹人口拡大に伴う問題として、就職等の経済的問題、職業能力を学ぶ場の確保、弁護士会への帰属意識の希薄化があるが、支援策として、研修所卒業入会者の弁護士登録時のクラス編成、クラスごとの指導弁護士制度、弁護士会で行う法律相談等弁護士業務の優先的な割当、若手支援対策に関する部署の設置の検討が必要であろう。

(3) 法曹親和会の提言

① 法曹親和会でも、同様のテーマについて執行部から諮問を受け、会務委員会内に法曹人口・東弁将来構想PTを設け、数回の議論を経て、2009（平成21）年度、提言書をまとめた。ここではテーマを絞り、若手会員の飛躍的増加を迎えて、若手会員を取巻く環境、それに基づく種々の問題点と対策について提言した。

② 提言の趣旨は次のとおりである。

(ア) 東京弁護士会は、若手会員の会への帰属意識を高めるために、

(a) 新規登録会員にクラス制を導入し、クラスごとの研修や懇親、弁護士会執行部との意見交換会等の場を設ける。

(b) 若手会員の会派加入に協力をする。

(c) 各種委員会に多数の若手会員が賛助員として参加できるようにする。

(イ) 若手会員の業務基盤の安定のために、

(a) 法律相談や弁護士紹介制度等の業務関連広報の飛躍的増強を図る。

(b) 経費負担減少の見地から、新会館臨時会費の徴収を終了させるとともに、一般会費について所得が一定額に満たない場合の減免又は支払猶予を認める制度を創設する。また、低コストで事務所経営ができるようなモデルプランを示すなどの支援をする。

(ウ) 若手会員の業務の質を上げていくために、

(a) 研修センターの各種基礎的講義メニューを充実させるとともに、これらを実施するための施設として可及的速やかに第二会館を取得する。

(b) OJTの一つとして、法律相談センターにおける相談と事件受任の共同化（ベテラン会員と若手会員のペアによる担当）を図るほか、会派においてのOJTも想定して、会派に帰属していない若手会員を、その求めに応じ会派に紹介する。

など種々の対応をすべきである。

（４）現時点の到達点と今後の取組み

上記総務委員会答申書及び親和会提言書を受けて、理事者から東弁全委員会・法律研究部他に対し、本問題について意見照会をし、各委員会等から意見書が提出されてきた。

これらを踏まえて、以下のような取組みがなされているが、今後、益々の改善改革の取組みが実施されることが期待される。

① 財政・会費問題について

育児期間中の会員のための会費免除については、本年5月31日の定期総会において可決承認され、既に運用が開始されている。

② 会務活動について

会務活動義務化問題に関して、本年3月、会務活動制度検討協議会が立ち上げられ、計9回の審議を行い、理事者宛に12月16日付答申書が提出されている。

主な内容は、委員会出席以外の「会務活動」及びみなし規定の範囲の拡大であるが、今後常議員会と次年度の定時総会に上程される予定である。

委員会定数の増員に関して、いくつかの委員会（民暴など）では定員が増員されている。

③ 業務・研修について

「民事当番弁護士制度」に関して、法律相談センターで実施に向けて進んでいる。

④ 市民の信頼性確保

綱紀・紛議・市民窓口の3委員会が交替で、「リブラ」に毎回、市民から会員に対する苦情の内容、その予防策等について掲載している。

⑤ 若手支援について

（ア）若手クラス会

63期の会員を対象にクラス会参加の意向を確認したところ、約100名の希望があり、2クラスに編成することとし、同期での情報交換の機会の提供やメーリングリストの立ち上げを予定している。更に、64期新入会員に対しても、希望を確認した上、同様のクラス会を編成する予定である。

（イ）法律相談チューター制

司法修習終了後、即時あるいは早期に独立した弁護士、事務所内独立採算弁護士または当会入会予定の司法修習生希望者に対し、5年目から30年目までの弁護士を配置し、事件処理、新規業務獲得、事務所経営等弁護士業務上のアドバイスを行う「チューター制度」を実施している。

また、法律相談センターの一般相談のうち、新規登録会員の相談研修枠を活用して、登録3年未満の即独・軒弁等の会員を対象に、相談担当弁護士をチューター役とする法律相談を開始した（若手会員は日当5,000円）。

3. 広報活動の充実・強化

(1) 市民から見た弁護士のイメージ

まず、我々弁護士が市民からどのようなイメージでとらえられているのかから見てみよう。

2009（平成21）年1月に、日弁連法務研究財団による弁護士イメージ調査が実施された¹²。抜粋して紹介すると、まず、弁護士に関する経験に関して、①弁護士の知り合いがいない（83.9%）、②弁護士を探すつてがない（71.8%）、次に、弁護士の印象・イメージに関して、①弁護士にはできるだけ関わらない生活を送りたい（74.8%）、②弁護士に頼むとどのくらいお金がかかるかわからないので不安だ（90.2%）、③弁護士は庶民の味方だと思う（17.8%）・思わない（21.0%）、④弁護士は大企業の味方だと思う（43.5%）・思わない（4.7%）、⑤弁護士は弱者の味方だと思う（13.9%）・思わない（24.9%）、⑥弁護士は金持ちの味方だと思う（47.7%）・思わない（5.5%）、⑦弁護士は尊敬できると思う（35.0%）・思わない（13.3%）、⑧弁護士は何かと頼りになると思う（47.5%）・思わない（10.8%）、⑨弁護士はずる賢いと思う（36.3%）・思わない（13.5%）、⑩弁護士は偉そうにしていると思う（35.7%）・思わない（10.9%）、⑪弁護士は敷居が高いと思う（80.9%）・思わない（3.5%）、弁護士の仕事のイメージとして、①民事裁判のときに必要（91.2%）、②事故や犯罪の被害者になったときに必要（87.5%）、③警察に捕まったときに必要（88.2%）、④土地建物などの取引や売買のときに必要（29.7%）・思わない（32.5%）、⑤日常の社会生活上必要である（16.2%）・思わない（51.4%）、⑥会社経営上の相談に必要（28.9%）・思わない（34.8%）、という結果になっている。

この調査報告でも述べられているが、身近な存在ではない、お金がかかる、偉そうにしている、敷居が高い、大企業や金持ちの味方である、裁判・刑事事件の専門家ではあるが、社会生活上・会社経営上の相談や取引について必要とは必ずしも思われていない、という弁護士のイメージが浮かび上がってくる。

弁護士は身近な存在で、かつ裁判だけでなく社会生活や会社経営上の相談や取引に必要な存在であることを知ってもらうのは、我々の緊急課題である。

(2) 他弁護士会の市民向け広報について

大阪弁護士会では、2008（平成20）年9月、広報委員会に業務広報部会を設置し、2009（平

成 21) 年 2 月には「本当に困ったとき、誰に相談していますか？借金、離婚、様々な問題について、解決への扉、開いてみませんか。弁護士はあなたの S O S を受け止めます。大阪弁護士会。」という 15 秒のテレビ CM を放映した。この CM は大阪弁護士会のウェブサイトでも見ることができる³。その後、2009 (平成 21) 年 11 月に、会の活動に関する広報と弁護士の活動及び業務に関する広報を行なうため、嘱託弁護士 3 名による広報室が開設され、当面、広報委員会は主に会内広報を、広報室が主に対外広報を分担し、広報室は、会と会員の業務広報に重点を置いてスタートすることになった⁴。

福岡弁護士会は、2007 (平成 19) 年に県内 20 ヶ所の法律相談センターで多重債務に関する相談を無料化し、その周知目的で同年 6 月に 15 秒間のテレビ CM を民放各局で 2 週間にわたって放送したところ、相談者が急増した。浸透には繰り返しの放送が必要であるとして、2008 (平成 20) 年度は約 2,500 万円の予算を組み、テレビ CM を年 4 回に増やすほか、ラジオ CM も行なった⁵。

新潟県弁護士会では、2009 (平成 21) 年 9 月より、「借金のトラブルは弁護士にご相談下さい。多重債務の相談は無料です」という多重債務編と、「交通事故のトラブルは弁護士にご相談下さい。交通事故の相談は無料です。」という交通事故示談斡旋編の 2 種類のテレビ CM (15 秒) を放映した⁶。

愛知県弁護士会では、同年 11 月より、東海地方のテレビ各局で、愛知県弁護士会・法律相談センターのテレビ CM を放映した。15 秒の CM で、借金編と別れ話編とがあり、CM 内に表示されている電話番号は、名古屋・栄にある名古屋法律相談センターの相談予約受付電話番号となっている⁷。

長野県弁護士会では、2010 (平成 22) 年 9 月より、借金問題、離婚問題、遺言・相続問題、高齢者や成年後見制度の問題の相談は長野県弁護士会へというテレビ CM (15 秒) 及びラジオ CM を放映した⁸。

沖縄県弁護士会では、同年 12 月より、債務整理無料法律相談のテレビ CM (15 秒) を放映した⁹。

(3) 東弁の市民向け広報について

東弁の市民向け媒体としては、まず東弁のウェブサイトがある。広報委員会のウェブサイト部会 (2009 (平成 21) 年度よりホームページ部会から改名) が担当し、毎月、ログ解析レポートに基づき、ウェブサイトへのアクセスがどのような経路をたどってきているのか、アクセスのきっかけは何か、次のページを開いてくれたのか、それとも欲しい情報がないので他のサイトへ逃げたのか等を検討することによりウェブサイトを改善し、また各委員会に対し、コンテンツの充実を呼びかける等を行っており、2009 (平成 21) 年度にウェブサイトのリニューアルの検討を開始し、2010 (平成 22) 年度中にはリニューアルが完成する予定である。広報委員会の市民交流部会は、毎年選ばれる約 30 名の市民メンバーに対し、当会が企画した見学会、懇談会等の行事への参加を求め、その活動を通じて、弁護士及び当会の活動に対する理解・協力を推

進している。月刊誌LIBRAは、読者のほとんどが会員ではあるが、広報委員会のLIBRA編集会議が、市民の目も意識しながら編集している。また、2007（平成19）年には多数の法律相談窓口の電話番号が整理され掲載されている市民配布用のクリアファイルを、2008（平成20）年には東弁のパンフレットを作成し、2009（平成21）年度には会員の投票に基づき東京弁護士会のロゴマークが決定し、2010（平成22）年度よりこのロゴマークを利用した様々な展開がなされている。また、2011（平成23）年度にはソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用が検討され、広報媒体としてツイッターが採用され、既に多数の内容が発信されている¹⁰。

東京三会で運営する法律相談センターと東弁が独自に運営する法律相談センターの広報は、法律相談センター運営委員会の企画広報部会が担当し、独自の予算で、各種リーフレットの作成やウェブサイトの管理をしている。また、東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター（オアシス）の広報は、高齢者・障がい者の権利に関する特別委員会が担当し、独自の予算でリーフレットやプロモーションビデオの作成を行っており、弁護士紹介センターの広報は、法律相談センター運営委員会が担当している。

（４）今後の展望について

このように、東弁では、各委員会・センターが独自の予算で独自に広報活動を行っており、緊急課題に対応した戦略的かつ統一的な広報活動をしていくのは難しい現状にある。

大阪弁護士会は前述のとおり広報室の設置により解決しようとしているが、東弁は2001（平成13）年10月に広報室を設置している。担当副会長と嘱託弁護士2名及び事務局で構成され、東京弁護士会の広報活動に関して理事者をサポートするとともに、理事者、広報委員会、事務局との架橋的な役割を果たしており、活動全般を把握するために、広報室嘱託は、日常的に理事者や各委員会・センターを担当する事務局職員とのコミュニケーションを積極的に行って「当会では現在どのような活動が行われているのか、その活動は会内・会外に広報すべきか」を意識しながら情報収集を行ない、会内・会外に広報すべきであると判断すれば、理事者や関係部署等と意見交換をして、ウェブサイトへの掲載やメールマガジンの配信、LIBRAへの掲載（特集企画、トピック）、記者懇談会・記者会見の開催等を提案している。嘱託弁護士は広報委員会や部会に出席し、また月に一度、理事者、広報室（弁護士嘱託2名及び事務局）及び広報委員会（委員長、LIBRA編集長及びウェブサイト担当副委員長）が参加する拡大広報会議において、情報交換や対応等を行っている。

以上の現状を踏まえれば、まずは、これまで独自に広報を行ってきた各委員会やセンターと、広報室、広報委員会が、理事者主導の下で連携し、積極的なメディア戦略等を展開していく必要がある。

広報委員会では、2009（平成21）年7月に、各委員会・センターでどのようなパンフレット・リーフレット・ポスター等を作成し、どこで（自治体や消費者センターなど）、どれだけ配布されているのかについて調査を開始するとともに、同年11月には、初めて、法律相談センター運営委員会、広報委員会及び広報室による意見交換会が開催された。このような機会が、さらに各

委員会・センターの広報担当者が参加する場に広がることが期待される。そして、積極的なメディア戦略のために必要な予算について、大胆に決断することも必要であろう。

メディア戦略を積極的に展開していく上で、弁護士会の役割をどこに求め、何を実現していくべきなのかを議論することも避けられないであろう。東京弁護士会では、1991（平成3）年度に広報委員会CⅠ（コーポレート・アイデンティティ）部会が設置され、1993（平成5）年3月の常議員会で「会員の総意と共感のもとに市民とのコミュニケーションを緊密に行なうことを目的として東京弁護士会のアイデンティティ計画を検討すること」を目的として、各委員会で構成する横断的なCⅠ検討協議会が設置され、例えば、シンボルマークやシンボルカラー等も検討されたものの、その後実現に至らなかった。しかし、前述の通り、2009（平成21）年度によりやくロゴマークが決定し、2010（平成22）年度よりロゴマークの活用がなされ、また2011（平成22）年度より、ソーシャル・ネットワークキング・サービスの利用が検討され、広告費用がほとんどかからない広報媒体としてツイッターが採用されており、これからの積極的な広報が期待される。

- 1 2009（平成21）年1月15日から16日までの間に実施された、全国2,000名に対するインターネットによるリサーチ
- 2 調査対象は、男性50.2%・女性49.8%、20歳から69歳までほぼ均等、収入は、250万円から500万円（31.0%）・500万円から750万円（25.4%）・700万円から1,000万円（17.8%）、家族数は、1人（14.8%）・2人（26.4%）・3人（25.9%）・4人（21.6%）である。
- 3 <http://www.osakaben.or.jp/web/tvcm/index.php>
- 4 月刊大阪弁護士会2009（平成21）年11月号6頁「特集 弁護士をPR？広報新時代始まる。動き始めました広報室」
- 5 西日本新聞朝刊2008（平成20）年6月17日朝刊
- 6 http://www.niigata-bengo.or.jp/about/committee/committee_TVCM.html
- 7 <http://www.aiben.jp/page/frombars/topics2/414tvcm.html>
- 8 <http://nagaben.jp/index.php?id=113>
- 9 <http://www.okiben.org/modules/information/index.php?page=article&storyid=13>
- 10 <https://twitter.com/#!/TobenMedia>

4. OAシステムの刷新

（1）OA刷新問題とその対応の経過の概略

当会における業務管理運営に関するOAシステムは、開発、保守、運用などあらゆる面において課題に直面していた。即ち、現実の弁護士会が担う全ての業務の運用管理が、このOAシステムに依存しているところ、現実には、このシステムが場当たりにその都度必要な範囲でシステム化されてきたのが実状であり、弁護士会の業務全体の統一的なシステムとしては存在していなかった。そのため、会員の名簿一つとっても、各場面分野ごとに作成管理され、分野が違えば、別個に作成される状態ともなっていたのである。

そこで、この非能率的な状況を改善し、全体的統一的にシステムを構築して管理運営し、更にセキュリティを確保するため、OAシステムの刷新が検討され、従前のシステムを調査分析して問題点を洗い出し、その上でOAシステムの刷新のための手続が検討されて、2005（平成

17) 年 2 月 23 日臨時総会において、「OAシステムの刷新に関する宣言」が承認され、この決議に基づき、OA刷新特別プロジェクトチームを立ち上げ 2 年以上にわたり分析と検討を行うとともに、拡大委員長会議、全委員会への意見照会を経て、新たなシステムの確立及び会員専用ページを利用した会員向け窓口業務のオンライン化等を柱とするシステム化基本計画が策定された。この計画に基づくシステム開発が、2007（平成 19）年 3 月 12 日臨時総会で承認され、入札による業者選定を経て、新たなシステムが具体的に設計開発されることとなったのである。

（2）OA刷新完成までの歩み

① 2004（平成 16）年 10 月

株式会社セキュアシンクによる「情報システム調査に関する報告書」において、東弁の情報システムに関する調査分析及び問題点が指摘され、情報システムの改善計画案の提案がなされる。

② 2004（平成 16）年 12 月から翌年 1 月

公認システム監査人により、システム監査報告書が提出され、前記①の報告書が不十分であること、OA刷新の作業計画が不十分であり見直しが必要であり、CIO（情報企画管理官）の設置、OAセンター要員の強化、東弁業務の棚卸・分析、現行システムの現状調査・分析の実施を提案される。

③ 2004（平成 16）年 12 月

OA刷新特別プロジェクトチーム設置

④ 2005（平成 17）年 2 月 23 日 東弁臨時総会「OAシステムの見直しに関する宣言」承認

臨時総会は、現状のシステムに関する基礎資料が不足しており、OAに関する支出の有効性を検討する必要があること、コンピューター通信の飛躍的発達及び個人情報保護法の施行に伴いセキュリティーの観点からの見直しを実施すること等の抜本的な見直し（システム管理運用の組織体制の整備、業務基本計画の策定、新システムの実施、相応の予算の手当等）をなすことを宣言した。

⑤ 2005（平成 17）年 3 月 29 日 情報企画管理官（CIO）設置（理事者会）

業務基本計画及びシステム化基本計画策定、現行システムの管理運用等についての企画監査業務を委託する（委託費用月額 1,050,000 円）。

⑥ 2005（平成 17）年 5 月から 10 月 業務基本計画の策定

東弁の業務を棚卸しし、組織上の問題点、システム刷新の必要性を分析。会員専用ページを利用した会員向け窓口業務のオンライン化を提案（受託者日本経営協会、費用 11,040,000 円）。

⑦ 2006 (平成 18) 年 5 月から 10 月 セキュリティポリシー策定

システム設計の前提となる東弁の方針を策定 (受託者筑波総合研究所、費用 2,499,000 円)。

⑧ 2006 (平成 18) 年 2 月から 8 月 システム化基本計画策定

業務基本計画に基づき、コンピュータシステムの現状分析、システム化の範囲、新システムの機能案の作成、インフラ案の作成、新システム導入の効果分析、システム運営等にかかる基準書の整備を行い、上限を 5 億 6,100 万円とする新システム開発計画を策定した (受託者日本電気、費用 19,973,520 円)。

⑨ 2006 (平成 18) 年 8 月、9 月 拡大委員長会議、全委員会への意見照会

⑩ 2007 (平成 19) 年 3 月 12 日 東弁臨時総会 「システム化基本計画に基づくシステム開発」を承認

システム開発費用の上限を 5 億 6,100 万円 (税別) とするシステム開発契約の締結を入札により選定された業者と行うことが承認された。

⑪ 2007 (平成 19) 年 9 月 入札により、日本電気と新システム開発契約を締結

契約金 5 億 8,800 万円 (消費税を含む。)

契約概要 3 段階(フェーズ)に分けて、3 ヶ年で、開発を行い、新システムを運用する為のサーバー等の設備を構築する。

開発フェーズ 1 2 億 6,960 万円 開発作業期間 2007 (平成 19) 年 8 月から翌年 9 月

開発フェーズ 2 1 億 5,384 万円 開発作業期間 2008 (平成 20) 年 10 月から翌年 9 月

開発フェーズ 3 1 億 3,656 万円 開発作業期間 2009 (平成 21) 年 10 月から翌年 9 月

保守費用 2009 (平成 21) 年度 1,470 万円 保守の期間 2008 (平成 20) 年 10 月から翌年 9 月

保守費用 2009 (平成 21) 年度 1,800 万円 保守の期間 2009 (平成 21) 年 10 月から翌年 9 月

保守費用 2009 (平成 21) 年度 2,100 万円 保守の期間 2010 (平成 22) 年 10 月から翌年 9 月

⑫ マイページ稼働と計画変更

以上のとおり、OAシステム刷新は、綿密な計画策定と検討及び会員の支援により進行するものとなった。

また、第 1 段階のシステムが 2008 (平成 20) 年 11 月 25 日に稼働し、ホームページの更新とも相まって、マイページも稼働した。ところで、現実の開発作業は、契約に基づき、フェーズ 1 の開発作業が 2007 (平成 19) 年 8 月から開始されたが、具体的に開発に携わる東弁職員の業務量が予想以上に大きくまた複雑な側面をもつため、不慣れな作業もあり、作業に遅れが生じることとなった。更に、当初の設計では不十分な側面も指摘され、これを修正する等が生じたりもしていたところ、開発作業の工程を見直し、作業期間が見直されることとなり、フェーズ 1 を二分し、フェーズ 1 とフェーズ 1.5 とし、1 は 11 月に完了し、1.5 は 2009 (平成 21) 年 10 月完了し、稼働している。更に、フェーズ 2、フェーズ 3 は 2011 (平成 23)

年7月末に完了することに変更された(2009.9.28)

⑬ システム開発完成

以上の経過を経て、2011(平成23年)7月19日、フェーズ2、フェーズ3が完成稼働して、2005(平成17)年2月のOAシステムの刷新宣言から、約6年5ヶ月を経て、OA刷新の実現となったのである。

(3) 今後の課題

以上のように、OAシステム刷新は一応の完成をみた。システム化基本計画において、投資効果予測として職員等の業務量の大幅な削減、会員あるいは市民へのサービス向上、情報の確実性の向上を予測しているが、現実に稼働した新システムは、この予測通りであるのかの具体的な検証が必要である。そのためには、稼働一年くらいの検証作業が必要と思われる。また、例えばフェーズ1につき修正改修費が発生することがあったが、長期にわたる運用において、これらの修繕改修の必要が生じた場合の体制及び財源の確保が問題である。

システム完成後の運用に関し保守費用(年約2000万円)が発生するのは当然であるし、それ以外に、法改正や会規規則の改正によりシステムの修正あるいは開発が必要となることが予想され、そのための費用の捻出が問題となる。現に、システム改修・開発に係る費用は、2008年11月のシステム一部活動から2011年の約3年間で、約3,300万円を支出しており、これを前提とすると、年間1,100万円の費用の予算処置を必要とすることになる。また、システム化基本計画においては、サーバ等のハードウェアを交換しない前提で予測を立てているが、通常原価償却期間が5年であるとする、ハードウェア交換の費用の用意も必要となる。いずれにしても、システム運用にあたり、通常の保守だけでなく、システムの修繕改修等のための費用の捻出確保の対策を要するものである。弁護士会における全ての業務を効率化し、会員にとっても利便性の高いシステムとして構築されることを目指したOAシステム刷新としての新システムがその機能を、今後長期にわたり、十全に発揮するためには、これを支える体制及び財源確保の具体化が望まれるのである。

5. 会財政の現状と課題

(1) 会財政の現状

① 東弁の会計システムについて

東弁の会計システムは、一般会計と特別会計に分かれ、更に、特別会計は、法律相談事業等特別会計、人権救済基金特別会計、会館特別会計、公設事務所運営基金特別会計、住宅紛争特別会計の5つの特別会計に分かれている。これは、東弁の事業のうち一部についてはその収支を明確にするために特別会計とし、必要に応じて一般会計から特別会計に繰り入れを行っているからである。

② 東弁の一般会計の予算規模について

2011（平成 23）年度の一般会計予算は、収入が 20 億 5168 万 1109 円、支出が 21 億 7487 万 5476 円で、単年度では 1 億 2319 万 4367 円の赤字予算で、次期繰越収支差額が約 3 億 9100 万円となっている。他方、2010（平成 22）年の予算では、収入が 17 億 1382 万 4757 円、支出が 20 億 6731 万 8493 円の 3 億 5349 万 3736 円の赤字予算であったのに対し、2010（平成 22）年度決算では、収入が 17 億 9498 万 3762 円、支出が 17 億 7941 万 0243 円で、1557 万 3519 円の黒字決算となった。ただし、後記のとおり財政悪化の問題がある。

③ 主な収入支出

一般会計の主たる収入としては、会費、各種手数料、法律相談料、特別負担金（事件受任に伴うもの、破産管財人受任によるもの、会務活動等負担金等）等があり、主たる支出としては、各種委員会の事業費、職員に対する人件費等の管理費および特別事業費（OA 刷新など例年と異なる特別目的の事業に充てるもの）等がある。

④ 一般会計から特別会計への繰出しその他特別会計収支について

2010（平成 22）年度決算では、一般会計から法律相談事業会計に対し 8000 万円を繰出し、2333 万 6614 円を一般会計に繰入れている。人権救済基金特別会計には年間 6000 万円の繰出しをしている。会館特別会計には、年間 1 億 3182 万 4000 円の繰出しをしている他、新会館臨時会費として年間約 3 億円の収入がある。公設事務所運営基金特別会計には年間 7150 万円の繰出しを行っている。

(2) 会財政の課題

① 一般会計の財政悪化について

東弁の一般会計は、この数年黒字決算となっている。しかしながら、実際には、一般会計から特別会計への繰出金支出を減額したり、特定資産引当支出を抑えたりした結果に過ぎず、本来行うべき特別会計への繰出し、特定資産引当支出を行った場合、年間 1 億円程度の赤字となるものと思われる。なお、そのような調整を行ってきたのは、例年赤字予算を組んでいるが、予算編成の時点で次期繰越収支差額が僅少になると、次年度予算編成が困難となるからである。その結果、特に事業準備引当資産（OA 刷新）及び退職給付引当資産に顕著な引当不足が生じ、一般会計から OA 刷新及び退職金に対する支払が困難となる事態が予想され、財政悪化が表面化した。

② 会財政健全化のための特別決議について

上記一般会計の財政悪化に対処するため、2010（平成 22）年 11 月 30 日の臨時総会決議で、（A）一般会計から会館維持管理会計への繰出金支出の 7 年間で上限とする停止、（B）会館維

持管理会計の不足金額の会館修繕積立金会計からの繰入、(C) O A 刷新費用の支払のために会館修繕積立金会計から事業準備積立金特定資産への 1 億 5000 万円を限度とする繰入等を決議した。

上記決議はやむを得ないものとは言え、一般会計の財源不足を会館修繕積立金会計の繰越金で穴埋めする緊急避難的なものに過ぎない。したがって、7 年経過後に会館維持管理会計への繰出再開時までには少なくとも同会計への繰出額 1 億 3200 万円ずつ次期繰越収支差額が増加するよう健全化されていなければならないことを肝に命ずべきで、単年度ごとの執行部が関係してこのように長期にわたる資金繰り上の課題を克服しているか否かについてのチェック体制を整備する必要がある。また、会館修繕積立金会計についても、現状では多額の繰越額があるものの、減価償却額との見合い、大規模修繕、第二会館問題等を考えると安易にその資金を流用することは差し控えるべきである。

③ 収入について

会費収入については、毎年新入会員があるものの、一弁、二弁と比較して会員数の割に新入会員が増えておらず、育児従事者の会費免除制度の新設等も考えると、会費収入の増加に過度の期待は持てない。その他、破産管財人等の納付金、印税収入等の収入を増やすよう検討すべきである。

④ 人件費について

この 2、3 年行われている残業の削減のための方策を今後も推進すべきである。なお、東弁の財政が悪化している現状では、職員の給与水準を押さえる必要性は否定できないものと思われる。なお、退職給付引当特定資産が大幅に不足しており、健全な積立てを行うことが必要である。

⑤ 敷地使用料問題

弁護士会館の敷地使用料は年額 7771 万 2500 円で、そのうち東弁負担額は例年約 2800 万円であった。ところが、2011 (平成 23) 年 3 月、法務省から敷地使用料の大幅増額の連絡があり、2010 (平成 22) 年度は年額 1 億 0407 万 9700 円 (東弁負担額 3757 万 2772 円) で決着を見たが、法務省は更に値上げする姿勢を示しており、予断を許さない。

⑥ O A 刷新について

O A 刷新は、「開発費」「改修費」「保守費」に分かれ、当初計画では「開発費」が 5 億 6000 万円、「改修費」が年間 600 万円の積立て、「保守費」が年間 2000 万円とされていた。そして、O A 刷新の開発費としては 2010 (平成 22) 年度までに事業準備積立金として十分な額を積み立てることとなっていた。ところが、他の事業への拠出により毎年度の積立てが十分になされなかったこと、システム改修費が増加したことなどから、O A 刷新にかかる費用の支出が不足

する事態となり、上記②記載のような手当てをすることとなった。

今回の〇A刷新事業を踏まえて、数年間にわたる事業の資金面のチェック体制の整備、〇A改修費の継続的監視、〇A刷新事業の費用対効果の検証が必要となると思われる。

⑦ 法律相談事業について

法律相談事業については、一般会計から法律相談事業特別会計への繰出金支出と、法律相談事業特別会計から一般会計への繰入金収入の差額が、2008（平成20）年度は1億1595万7824円、2009（平成21）年度は6438万4519円、2010（平成22）年度は1918万0721円と激減している。

相談事業の先細りについては、一般の事務所の事件受任の増加によるものとするれば喜ばしいものがあるが、弁護士会として市民の司法へのアクセスの機会を増やす努力を怠ってはならない。今後、一般事務所における弁護士会法律相談、夜間法律相談、自治体法律相談との連携等を模索すべきである。

⑧ 公設事務所について

公設事務所については、刑事弁護態勢の強化、地域の法的需要への対応等その存在意義は重要なものがある。しかしながら、その経済的支援については適正なものであるべきである。

公設事務所特別会計に対しては、一般会計から年間約7000万円から8000万円の繰出金を支出している。公設事務所については、任期が2年となっている一方、所長等の人事が難航している関係から、各年度で入所弁護士支援金の支給対象弁護士が何人出るか不明で、年度により予期しない多額の支出が生じる恐れがある。また、公設事務所全体に対する長期貸付金残高が現時点で1億円弱あるが、事務所の経営が安定化していないため、今後も長期貸付金が増加する恐れがある。今後、公設事務所の経営の安定化を模索すべきである。

6. 会務活動等の義務化

(1) はじめに

司法制度改革審議会は、2001年（平成13年）6月12日に発表した意見書の中で、弁護士の社会的責任（公益性）の実践を掲げ、「弁護士は、誠実に職務を遂行し、国民の権利利益の実現に奉仕することを通じて社会的責任（公益性）を果たすとともに、その使命にふさわしい職業倫理を保持し、不断に職務活動の質の向上に努めるべきである。」とし、更に、「弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で、弁護士の義務として位置付けるべきである。また、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである。」としている。

(2) 公益活動等の義務化の流れ

東京弁護士会は、1998年(平成10年)5月28日開催の定時総会において公益活動等に関する会規を制定し、同会規は、その後、2001年(平成13年)12月13日開催の臨時総会において改正され、公益活動等は義務化されたが、同義務は努力目標と解され、同義務を履行しなかったとしても、直接的には会規違反にはならないと解されていた。

ところが、その後、2003年(平成15年)12月16日開催の臨時総会において同会規は改正され、公益活動等への参加義務規定は義務規定と解され、同義務違反は会規違反となると解されるようになった。

(3) 改正会規の内容について

2003年(平成15年)12月16日に改正された改正会規の内容は、まず、具体的な「公益活動等」として、

- 1) 当会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京三弁護士会の委員会、合同委員会、又は、協議会の委員会、小委員会、部会、その他、これに準ずる会議に、一年度に4回以上参加すること。
- 2) 東京弁護士会が主宰する法律相談業務を担当すること。
- 3) 国選弁護(国選付添)を担当すること。
- 4) 当番弁護(少年当番)を担当すること。
- 5) 法律扶助協会の法律扶助業務を担当すること。

と規定(会規第2条1項)した。

次に、公益活動等と「みなす職務」として、

- 1) 当会の会長、副会長、監事、常議員及び囑託
- 2) 日本弁護士連合会の会長、副会長、理事、監事、代議員、事務総長、事務次長及び囑託
- 3) 関東弁護士会連合会の理事長、副理事長、理事及び監事
- 4) 司法研修所の教官及び所付弁護士
- 5) 司法修習生の個別指導担当者
- 6) 法科大学院の専任教員(みなし専任教員も含む。)

と規定した(同第3条3項)。

他方、公益活動等に参加できない理由を書面で申し出て、一年度に5万円の「公益活動等負担金」を納付した場合も、公益活動等に参加したものとみなすと規定した(同第3条4項)。

他方、公益活動等の「義務を免除」する場合として、

- 1) 会員が満70歳以上の場合。
- 2) 下記のいずれかに該当し、その理由を付して義務免除の申請をし、一定の期間、義務免除が認められた場合。
 - ① 病気、出産等の理由により、公益活動等の義務が履行できない場合。

- ② 留学、海外勤務等の理由により、国内に居住しない場合。
- ③ 会則第 27 条第 5 項又は第 6 項の規定による会費の減免を受けている場合。
- ④ その他、会長が免除相当であると認めた場合。

と規定した（同第 3 条 1 項、2 項）。

そして、同改正会規は、2004 年（平成 16 年）4 月 1 日から実際の運用が開始された。

（４）その後の会規の改正等について

しかしながら、改正会規を実際に適用、運用してみると、公益活動等とされている範囲を広げる必要はないか、「別表」で掲記されているみなし公益活動等の範囲を広げる必要はないか、義務免除規定の適用範囲を広げる必要はないか、等々の問題が提起され、検討が重ねられ、その運用実績、検討結果等を踏まえ、その後も、改正等が重ねられてきた。

先ず、2006 年（平成 18 年）5 月 30 日開催の定時総会において再度改正がなされたが、その主な改正点は、次の通りである。

1) 会規の名称変更について

従前の名称は「公益活動等に関する会規」とされていたが、同会規に定められた公益活動等の内容、あるいは、一般的概念として使われている公益活動という概念との対比等からみて、「公益活動」という名称は、会員に誤解を与える恐れがあるとして、会規の名称を「会務活動等に関する会規」と変更した。

即ち、従前の会規の規定の仕方は、「公益活動等」の具体的内容を規定し、同義務の履行を求めていたが、「公益活動」の一般的概念から、会員から、自分達が担っている諸々の活動は同会規の公益活動等に該当するのではないかと意見が出されたこと等もあり、会規の名称を「公益活動等に関する会規」から、端的に、「会務活動等に関する会規」に変更した。

2) 会務活動等の範囲の弾力化について

従前の公益活動等の範囲は、①委員会活動、②法律相談活動、③国選弁護活動、④当番弁護活動、⑤法律扶助活動であったが、従前の運用上の実態等を踏まえ、上記①の委員会活動に該当するか否かが問題になった事例が多々あった為、これらを規定上、解消すべく、第 2 条 1 項 1 号を次の通り変更した。

即ち、第 2 条 1 項 1 号を「本会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会の委員会（対策本部、センター等の名称のものも含む）、委員会の部会、小委員会、合同委員会、協議会、その他これに準ずる会議（以下「委員会等」という）における委員、幹事、その他これに準ずる地位（以下「委員等」という）として活動及び委員会等が主催する講演、研修等の企画についての委員等としての活動」と変更し、委員会活動の範囲に弾力性をもたせた。

3) 会務活動等の範囲の拡大について

従前の公益活動等の範囲は、前記①～⑤だけであったが、それ以外にも、活動内容等において同等と評価されるものが多々あり、それらの中から従前の運用実績等を踏まえ、新たに、

第2条1項に3号を加え、更に、第2条に3項を加えた。

即ち、第2条1項3号に、「本会の紛争解決センター又は本会が指定する紛争解決機関の審査、仲裁、斡旋等の活動」を新たに加えた。

又、第2条に、新たに3項を加え、「委員会等の依頼を受け、又は委員会等の募集に応じて弁護士会員が行った活動であって、会長が当該委員会等の長（委員会等が委員会内の組織である場合は、その委員会の長）の意見に基づき第2条第1項各号の活動と同等と認めたものは、同項の会務活動等に該当するものとする」との規定を新たに加え、会務活動等の範囲に幅をもたせた。

4) みなし会務活動等の範囲の拡大について

従前は、「別表」で、公益活動等とみなされる職務としては、①本会の役員等、②日本弁護士連合会の役員等、③関東弁護士会連合会の役員等、④司法研修所の教官等、⑤司法修習生の個別指導担当者、⑥法科大学院の専任教員が規定されていたが、従前の運用実績、検討結果等を考慮し、前記①～⑥の外に、新たに3つの職務を加えた。

即ち、前記6つの職務以外に、別表7に「国会議員」を、又、別表8に「非常勤裁判官」を、更に、別表9に「日本司法支援センターの理事長、理事及び常勤職員」を新たに加えた。

5) 義務免除年齢の引き下げについて

従前は、満70歳以上の会員は、公益活動等への参加義務は免除されていたが、平成15年の改正会規の施行により、委員会活動等への参加が増加し、会規改正の目的が達せられつつある状況等を鑑み、年齢を引き下げる方向で検討し、これを「満65歳以上」に引き下げた。

即ち、従前の第3条は、「満70歳以上の弁護士会員は公益活動等への参加義務を負わない」とされていたが、これを、「満65歳以上の弁護士会員は会務活動等への参加義務を負わない」と変更した。

その後、2007年（平成19年）7月19日開催の会務活動等運営特別委員会において、出産・育児・親の介護に関する会務活動の免除の運用基準を明確にした。

更に、2008年（平成20年）10月27日開催の臨時総会で、会務活動等に関する会規について、次のような改正がなされた。

- 1) 第2条1項の会務活動等の中に、国選被害者参加弁護士としての活動を加えた。
- 2) 第2条に第6項を新設し、新規登録弁護士が新規登録弁護士研修規則に基づき、当会の委員会に研修員として参加した場合は、同条1項1号の委員会活動をしたものとみなすと規定した。
- 3) 従前、第3条3項に規定されていた「別表」の規定を第2条4項に移行し、その「別表」に掲げるみなし職務の中に、司法試験考査委員（4号）、司法修習生考試委員会委員（6号）を新たに加えた。
- 4) 運用実態にあわせ、第2条2項に、1年度に、同一委員会の委員会等に4回以上参加することと規定した。
- 5) 第3条3項に、年度途中に入会した者については、当該年度の会務活動等への参加義務を

免除すると規定した。

6) 従前は、会務活動等に参加せず、かつ、会務活動等負担金を納付しない会員に対し参加勧告ができると規定されていたが、履行可能時期に会員の履行状況を調査し、参加義務を履行するよう指導、勧告することができると規定した。

7) 従前、会規および会務活動等運営特別委員会規則に規定されていた公表手続および不服申立手続に関する規定を整理し、会規に整備、規定した。

又、2011年（平成23年）2月16日開催の会務活動等運営特別委員会の議決に基づき同年3月11日開催の理事者会において、第2条第1項第5号の当番弁護活動につき、担当日の待機3回で履行したものとみなす、但、打診があったのに、これを拒った場合は除く、と運用基準を明確にした。

（5）会員の義務履行状況及び今後の課題

2003年（平成15年）に改正された会規が2004年（平成16年）4月1日から施行されたことにより、委員会活動の登録実数、法律相談担当者数、国選弁護登録数、当番弁護士登録数、法律扶助登録数等は、いずれも増加し、各会員の公益活動等に対する理解が深まり、公益活動等への参加が増加したが、反面、実際に運用してみると、いろいろの問題点、検討課題が出てきた為、前記の通り、改正等を行ってきた。

ところで、2011年（平成23年）における会務活動等履行状況は、同年12月16日時点で、会員数6657人に対し、委員会活動等の義務充足者は2746人、当会理事者等のみなし参加者は645人、負担金納付者は213人、65歳以上の免除対象者は1424人、病気、出産等による免除対象者は127人、履行状況確認対象者が665人、被勧告者が486人であり、今後の履行が望まれる状況である。

昨今の弁護士会内外の動きは急であり、それに伴い、みなし会務活動等の範囲、あるいは、義務免除の範囲を拡大する必要がないか等々について、会務活動等運営特別委員会で議論されており、具体的には、下記の諸点等につき、改正すべきであるとの議論がなされている。

- 1) 第2条1項2号に「本会の法律相談センターが行う法律相談案件」とあるのを「本会の法律相談センターが行い若しくは本会の弁護士紹介センターの紹介に係る法律相談」とする。
- 2) 第2条1項5号に「接見又は弁護活動」とあるのを「待機、接見又は弁護活動」とする。
- 3) 第2条2項を、「前項1号の活動については同一委員会に1年度に4回以上参加することにより、第5号の待機については1年度に複数回行うことにより、それぞれ会務活動等に参加したものとする」とする。
- 4) 別表（第2条4項関係）の9に「国会議員」とあるのを「国会議員並びに都道府県知事、市町村長及び副知事、副市町村長（東京都特別区の区長及び副区長を含む）」とする。

いずれにしろ、今後、益々、会員の増大していく中、弁護士自治を堅持する為にも、すべての会員は、会則、会規等を遵守するという精神が肝要であり、又、公益活動等を会員すべてが等しくこれを負担するとの各会員の意識が重要なことである。

東弁としては、幅広い広報活動を行い、全会員が等しく、公益活動等の義務を履行すべく、今後も、継続して、啓発していく必要がある。

7. 多摩支部問題

(1) 多摩支部の現状

東京三弁護士会多摩支部（以下「多摩支部」という。）は、50年の歴史を有する三多摩弁護士クラブという任意団体を前身とし、1998（平成10）年4月に設立されて、2008（平成20）年には創立10周年を迎えるところとなった。多摩支部は、東京地方裁判所立川支部管内で様々な活動を行い、会員数は年々増加して現在約1,200人の支部会員を擁するまでとなっている。

多摩支部の活動は年々広範かつ活発なものとなり、法律相談、総務、研修、広報、刑事弁護、子どもの権利、財務、高齢者・障がい者、地域司法計画策定、両性の平等、倒産法、犯罪被害者支援、消費者問題対策などの委員会や各種協議会、PTが日常的に活動し、種々の問題について支部の意見をまとめ、提言を行ってきた。

2009（平成21）年4月、東京地方家庭裁判所八王子支部及び東京地方検察庁八王子支部が立川市に移転し、支部名称が立川支部に変更されたのに合わせ、東京三弁護士会多摩支部も、同月20日、八王子市明神町の多摩弁護士会館（三会共有。以下「旧会館」という。）から多摩都市モノレール駅至近のアーバス立川高松駅前ビル2階に移転した。新しい会館は、三会共同賃借部分約207坪と東京弁護士会単独賃借部分（多摩会議室）約60坪とに分かれ、会議室スペース、打合せ室、図書・起案室、事務局スペース、会員控え室等がいずれも広くなって利便性を増した。

支部の移転に伴い、地裁立川支部では2009（平成21）年5月21日から裁判員制度が実施され、同年11月27日には新63期司法修習生を対象に全国で初めての支部修習が開始されることになった。その後、2010（平成22）年4月からは、福岡地方裁判所小倉支部とともに、初めて支部での労働審判制度が開始されることとなった。約410万人の人口と多くの事件を抱え、地方の地裁本庁をはるかに凌ぐ、全国有数規模の支部となっている。

このような状況のもと、多摩支部は、多摩地域における地方裁判所として、立川支部の本庁化と八王子支部の復活設置を要望しており、2008（平成20）年2月の10周年記念シンポジウム「地域から司法を考える～いま多摩の弁護士に求められるもの」における宣言や、2009（平成21）年11月に開催された首都圏弁護士会支部サミットにおける宣言において、こうした要望を盛り込むまでに至っている。こうした支部の動きをふまえ、2011（平成23）年度から東京三会において立川支部の本庁化（八王子支部の復活）を検討するための「東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化検討協議会」が設置され、東京弁護士会内においても「東京弁護士会多摩支部本会化検討プロジェクトチーム」（以下「本会化検討PT」という）が設置され活動を開始することとなった。本会化についての議論が本格化するのはいまからであるが、既に二弁の改革総合対策プロジェクトチームは立川支部の本庁化（弁護士会支部の本会化）に賛成の答申をしており、東弁における議論も同様の方向性を示すことになる可能性が高い。

(2) 課題

① 旧多摩支部会館問題

上述のとおり、2009（平成 21）年 4 月立川市に支部新会館がオープンしたが、これまでの旧会館をどうするか、という課題がある。既に 2007（平成 19）年 9 月 20 日、東京三会の会長は、支部移転後の旧会館を売却処分し、処分後には旧会館に設置されていた法律相談センターを J R 八王子駅又は京王八王子駅近くの賃借ビルに移転するという内容の覚書を取り交わしている。この合意の経緯に関しては、支部の意向を無視したものだとする支部会員の批判が強い。

旧会館は、暫定的に八王子法律相談センターや支部活動のため使用を続けている状態であるが、多摩支部は旧会館の存置を求める決議をし、八王子市からもその要望がなされている。そして、会館の有効利用の見地から、多摩支部では、八王子市の市民相談への場所提供や相談センターにおける夜間・休日相談の実施、さらには法テラス支所の誘致などが検討されている。

現在のところ、三会が直ちに旧会館の取扱いを決めることはないと見込まれる。これまでは、いずれ覚書の履行かその変更合意をするかの選択を迫られるものと見られてきたが、上記本会化の議論にともなって、旧会館を本会化後の多摩支部（多摩弁護士会）に分与すべきであるという議論や当面の有効利用を図るべきであるという議論も有力であって（二弁の上記 P T）、直ちに覚書の履行や変更合意に進むべきであるといった状況ではなくなりつつある。当会は、将来における多摩支部本会化の可能性を見据えつつ、他会の意向を見極め、その調整を図りながら、合理的な会内合意の形成を図るべきである。

② 支部の組織運営上の問題について

(ア) 支部会員の問題

支部会員数は約 1,200 人にも及ぶが、実際に地裁立川支部管内に事務所登録をしている弁護士は、東弁 298 人、一弁 78 人、二弁 128 人と合計 504 人に留まっている（2011（平成 23）年 9 月 13 日現在。このうちには自宅事務所で実働のない弁護士も相当程度含まれている。）。多摩地域の在住・在勤が会員の要件でないので、上述のような会員数となるが、他方で、多摩地域で登録していても、支部会員になることを強制される訳ではないので、会員登録をしない弁護士も多い。

そのため、支部で会務活動に携わる弁護士は少数に限られており、それら弁護士の負担は加重なものとなっている。多摩支部からは本会の会員が支部会員として登録し法律相談担当の利益だけ享受しているとの批判も強い。他方、刑事当番や被疑者国選弁護に関しては、多摩支部会員だけでは担えず、本会の会員の応援を受けて初めて運営が成り立っているという現実がある。

地裁立川支部の本庁化という多摩支部の要望を現実的なものとするためには、まず多摩地域内の登録弁護士を増加させて、名実ともに支部会員として活動してもらう必要があり、会員要件を厳格化する必要もある。「本会化検討 P T」では、直近に一定の基準日を設け、その時点で多摩地区に事務所を有する者のみを会員と認める案から、現在の支部会員には

事務所が多摩地区になくともそのまま会員資格を認めるが、新規登録を認めないとする案まで種々の対応が検討されている。

(イ) 本会と支部の意思疎通について

多摩支部内では所属会の垣根を越えて協力しながら活動を行おうとしているが、各本会の組織体制の違いや、本会と支部との意思伝達が必ずしも迅速かつ十分になされていないことがあるため、支部と本会との間で無用の軋轢を生じることがある。

東弁と二弁は会則上に多摩支部が規定されているが、一弁は会則上支部が存在せず、委員会組織の一種と位置づけられている。そのため東・二弁だけが合同で支部総会を開催しており、支部の委員会活動についても、一弁は支部で委員を選出しておらず、自ずと支部への関心も低くなりがちである。

また、会務に熱心な支部会員は支部活動に多くの時間を割かれており、本会の委員会活動に参加しにくくなって、各種の会務について本会の議論状況を把握しにくくなっている。こうした状況は、支部の本会化を困難にする要因でもあるが、「本会化検討PT」では、常議員会に最低2名以上の支部会員を選任したり、本会の独立委員会（資格審査会や懲戒委員会など）や常置委員会（非弁取締委員会、司法修習委員会、紛議調停委員会など）に委員を必ず送り出したりすることなどが検討されている。

(ウ) 財務基盤の確立

現在は本会と一体となって支部の財務運営が維持されているが、将来仮に本会化したあかつきには、これに相応しい会館と事務局職員体制が必要になり、予算規模も大規模会に準じたものになると見込まれる。現状は本会会員に比して支部会費年2万4千円の加算に止まっているが、果たしてこのままの会費負担ですむかどうか、慎重にシミュレーションを行って検討する必要がある。

③ 町田シビック法律事務所・町田法律相談センターと多摩パブリック法律事務所について

一弁は、2009（平成21）年4月、町田駅近くに町田シビック法律事務所を立ち上げるとともに、同所に独自に町田法律相談センターを開設するに至った。都市型公設事務所である町田シビック法律事務所については、支部一弁会員の不足、とりわけ刑事事件への対応が殆どできていないことを補う趣旨が示されたことから強い異論は見られなかったが、三会多摩地区法律相談センター運営委員会を関与させない法律相談センターの独自開設については、東・二弁多摩支部会員の強い反発を受けることになった。

町田法律相談センターは、相談料は同センター（一弁）の収入、担当弁護士の日当は各会の負担、事件受任に伴う納付金は各会の収入となっており、八王子・立川の両法律相談センターと異なって三会の共同運営でないことから、担当弁護士の人選や納付金の取扱いも会ごとになり、手続を煩雑なものにさせている。町田法律相談センターに関しては、開設後その運営に関して三会が協議することになっているが、今のところ協議の目的はたっていない。一弁に対しては、三会多摩支部の下での相談センター運営実現に向けて、根気よく協議を求めていく必要

がある。

他方、先行して2008（平成20）年3月に東弁が立川市に設置した刑事弁護対応を主とする多摩パブリック法律事務所については、法律相談センターを併設できず、苦しい経営状態が続いている。法テラス多摩（立川）及び立川法律相談センターの相談に一部優先枠を認められるようになったものの、なお経営状況改善に資するとまでは言い難い。不足がちな多摩支部における刑事弁護体制を補うため設置された公設事務所として、本会の資金援助のみではなく、支部をあげて支援する態勢が求められる。

8. 関弁連

（1）関弁連の現況

① 関東弁護士会連合会（関弁連）は、弁護士法第44条に基づき、東京高等裁判所の管轄区域内の弁護士会が、規約を定め、日弁連の承認（1954（昭和29）年7月17日）を受けて設立した団体で、関東甲信越の各都県と静岡県に所在する合計13の弁護士会によって構成されている。

② 関弁連に所属する弁護士数は合計1万8191名であり（2011（平成23）年8月1日現在、以下人数については同じ。）、日弁連全体の会員数は3万0448名であるから、関弁連所属弁護士の数はその約60パーセントを占めていることになる。

なお、その内訳は、東京三会1万4446名、関東十県会3745名であり、東京三会の会員数は日弁連全体の会員数の約50パーセントであり、関弁連全体の会員数の約80パーセントである。

③ 理事の人数は40名で、内訳は、東弁10名、一弁及び二弁各4名、十県会各2名、その他上記から2名である。

うち、常務理事の人数は20名で、内訳は、東弁4名、一弁及び二弁各2名、十県会各1名、その他上記から2名である。

十県会は、会長が常務理事となっている。

そのほかに監事2名が置かれており、2011（平成23）年度は東京弁護士会と埼玉弁護士会より1名ずつ選任されている。

④ 関弁連の一般会計の予算規模は1億1348万1000円（2011（平成23）年度予算）で、その内、会費収入は1億1339万1000円である。新規登録弁護士（8月・12月登録）数を昨年度と同様に1080名と見込んでいる。

関弁連会費は、1会員につき6,500円で管内弁護士会より年2回（5月末、1月末）に分けて納入されている。

一般会計のほか、弁護士偏在問題対策基金、職員退職積立金、災害復興支援基金及び研修基金など4つの特別会計がある。

(2) 委員会の活動状況

関弁連には現在18の委員会が置かれ、活発な活動をしている。主な委員会の活動を紹介します、以下のとおりである。

- ① 民事介入暴力対策委員会は、年に2回の正副委員長会議において警察庁、警視庁、管内警察などと活発な意見交換を行うほか、民暴研修会を年に1回開催している。
- ② 弁護士偏在問題委員会は、昨年度の活動内容を踏襲する。具体的には（ア）会誌「ひまわり」の発行、（イ）常設法律相談所の開設と運営への援助、ひまわり公設事務所の開設への援助、（ウ）無料法律相談会への資金援助、（エ）新規登録弁護士大都市集中問題のアンケート実施、（オ）支部等調査、（カ）ひまわりバスツアー、（キ）管内のひまわり公設事務所の支援、などである。
- ③ 裁判官候補者推薦に関する委員会は、7名の市民委員と14名の弁護士委員で裁判官任官候補者の推薦審査及び民事調停官と家事調停官の推薦審査を担当している。
東京三会の推薦候補者については、実質審査を東京三会で行っているが、十国会から推薦された候補者については、関弁連が実質審査を行っている。
- ④ 司法制度改革検討委員会は、2011（平成23）年7月16日、定期大会のプレシンポジウムとして「地域司法充実をめざして」を開催し、立川支部の本庁化、京葉支部問題等の具体的課題を検討した。
- ⑤ 公害対策・環境保全委員会は、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災に伴って東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故を受け、原発問題並びに今後のエネルギーや環境に関する問題につき、検討を行った。2011（平成23）年6月11日には日弁連との共催により、「福島第一原子力発電所の事故を通して、世界のエネルギー・環境問題を考える」をテーマにシンポジウムを開催した。
- ⑥ 外国人の人権救済委員会は、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災で被災した外国人を支援するため、日弁連及び東京三会との共催により被災外国人のための電話相談を開始した。また、関弁連2012（平成24）年度シンポジウムのテーマが「外国人の人権—外国人の直面する困難の解決をめざして—」（仮題）となったことを受け、全面的に必要な協力をするようになった。

- ⑦ 会務広報委員会は、月 1 回の関弁連だより、年 1 回の関弁連会報、関弁連ホームページを製作し、管内弁護士会の法律相談等の広報のためのポスターを作成する予定である。

(3) 関弁連の活動

① 東日本大震災への対応

2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災への対応として、ただちに支援統括本部（本部長は理事長）を設置し、法律相談のための被災地への弁護士派遣、「Q & A 災害時の法律実務ハンドブック」の改訂版の出版、義援金の募集、災害復興支援金の利用を決定し、東北弁連と被災した管内弁護士会（仙台、福島県、岩手、千葉県、茨城県）に支援金を送り、さらに「震災外国人電話相談」の期間延長をも決定した。被災地への弁護士派遣は、同 4 月 29 日の福島県相馬市への派遣を皮切りに、同市、宮城県石巻市、福島県いわき市及び同会津若松地区を中心に継続的に行った。

② 定期大会・シンポジウム

毎年、管内弁護士会が持ち回りで担当会となり、9 月に開催されてきている。特に、シンポジウムは時宜に適した課題を取り上げ、詳細な調査研究に基づく成果をあげており、高い評価を受けている。2011（平成 23）年度は、第一東京弁護士会の担当により、「これからの法教育—教育現場、研究者と法律実務家との連携—」がテーマとして取り上げられた。すでに 2002（平成 14）年の定期大会において、「子どものための法教育」に関する宣言が採択されているが、今回はさらにこの宣言の意義を深め、教育現場における法教育の目標と内容をより明確にし、教育現場の教職員、教員養成機関及び法教育における弁護士（弁護士会）の連携を模索する実践的な報告や、海外における法教育の報告、法教育普及のための戦略検討、パネルディスカッションが活発に行われた。

③ 地区別懇談会

日弁連執行部と関弁連所属会員との意見交換会を年 2 回開催し、法曹問題全般について、話し合っている。2011（平成 23）年度は、7 月 5 日に宇都宮市において開催された。また、2012（平成 24）年 1 月 24 日に千葉市において開催予定である。宇都宮市での本年度第 1 回地区別懇談会は、13 件の議題につき熱心な意見交換がなされた。検討された議題は、独立簡裁地域における弁護士過疎の実情と対策、家裁出張所の増設と充実、新人弁護士の採用問題、前期修習復活、日弁連における地方の法科大学院への支援体制、裁判員裁判の見直しに関する日弁連の取組み、弁護士会の本部と支部の関係、弁護士人口の増加と懲戒件数、日弁連の債権法改正に関する方針、東日本大震災の被災者支援について日弁連等の取組み、被災地への弁護士派遣についての日弁連と関弁連・単位会の協力の在り方、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染等についての日弁連の対応、スタッフ弁護士の会費免除、である。

④ 法曹連絡協議会と司法協議会

法曹連絡協議会は、東京高裁管内の裁判所、検察庁との間で、管内全域の司法の運営全般について、情報交換し、検討協議をしている。毎年1回、高裁長官、地裁所長、高検検事長等の出席を得て、関弁連執行部、各委員会代表者等との間で、熱心な討議が交わされている。

2011（平成23）年度の開催は12月5日である。

司法協議会は、同様の趣旨で、東京高等裁判所の主催で行われる。2011（平成23）年度の開催は、5月25日、9月28日、2012（平成24）年1月25日である。

⑤ ブロックサミット

2011（平成23）年6月17日、平成23年度の第1回ブロックサミット（全国の弁護士会連合会代表者会議）が開催された。ブロックサミットとは、全国8ブロックの弁護士会連合会の代表者等（理事長、会長等）が、弁護士会連合会の抱える諸問題につき意見交換する会議である。

今回の議題は、（1）東日本大震災への弁護士会連合会及び管内弁護士会の対応について、（2）各弁護士会連合会の組織、機構の現状について、（3）各弁護士会連合会の委員会の活性化について、であった。

（1）については、被災県の現状、各弁連の支援についての報告があり、実際に被災した場合の対応につき、準備のための情報交換が必要との意見があった。（2）各弁護士会連合会の組織、機構の現状についても各弁連の所属弁護士数に大きな開きが進んでいることが判明し、弁連間の組織・規模も大きくかわってきている事実を認識した。（3）各弁護士会連合会の委員会の活性化については、活性化とともに委員の旅費等の費用が弁連の負担となる問題が指摘され、テレビ電話やメーリングリスト等の活用が提案された。

また、昨年度も議論された「弁連の在り方と日弁連の関係」のその後の進展について、関弁連から、総務委員会でさらに検討しているとの報告をした。

⑥ 関弁連管内各弁護士会訪問

関弁連執行部は、6月一杯をかけて、管内13単位会全てを訪問し、各会の執行部を中心とする会員との間で意見交換を行った。主なテーマとなったのは、（1）東日本大震災の被災者支援活動について、（2）地域司法の充実（支部、出張所問題）、（3）法曹人口問題、司法修習生の給費制問題、（4）各単位会の委員会での多重会務問題、法律相談件数の減少に対する対応策、（5）委託援助事業にかかる財政負担問題、等であった。（1）東日本大震災の被災者支援活動については、今後関弁連管内で発生する可能性のある震災の対応策にも関連することから、管内弁護士会が総力をあげて被災者支援に当たるべきことが確認された。（2）地域司法の充実（支部、出張所問題）については、裁判官の増員、支部での裁判員裁判の開催などの実現が必要であるとの指摘がなされた。（3）法曹人口問題、司法修習生の給費制問題については、各弁護士会がここ数年1割程度の増員になっており、受け入れが限界にきているとの指

摘があり、業務の拡大が必要であること、給費制問題についてもねばり強い取り組みが必要であることが確認された。(4) 各単位会の委員会での多重会務問題、法律相談件数の減少に対する対応策については、テレビ会議の活用及び弁護士会広報の検討がなされているが、その効果につき疑問も指摘された。(5) 委託援助事業にかかる財政負担問題については、単位会の負担が大きいことから何らかの対策が必須であるとの指摘があった。

(4) 関弁連への取り組み

本年度は、2011(平成23)年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所で発生した事故を受け、この未曾有の事態に対し、関弁連として様々な被災に関して全面的に支援し復興に協力する態勢を取ってきた。

この取り組みは、基本的人権を擁護する弁護士及び弁護士会の本来的責務であると同時に、将来に起こるかもしれない関東域を直撃する震災の際の緊急態勢に備えるものでもある。単位会、弁護士連合会、日弁連という組織ラインは、ともすると硬直化等の問題も指摘されるが、今回の大災害のような緊急時にはそれぞれが有機的に機能することもまた期待されたのである。

さらに、司法改革の実施に伴い、弁護士の大量増員が実現され、研修など業務の多くが弁護士連合会に委託されるようになってきたが、日弁連の会内意見集約はますます困難をきわめている上に、司法改革の理念の実現が未完成である一方、他面では経済的困難を強いられている会員が生じている現実がある。

かような複雑な状況下で、関弁連に期待される役割と責任はますます重くなりつつある。各単位会を超えて東京高裁管内というひとつのまとまりをもった地域としての意見の集約、発信ととともに、様々な実践的な活動を通じてその地域の司法インフラの整備、発展に寄与する必要性を確認し、東京三会においても関弁連活動にもっと関心を持ち、関東十県会の会員と協力して関弁連の発展のために尽くす姿勢が求められているといえよう。

9. 法務研究財団

(1) 法務研究財団とは

- ① 財団法人日弁連法務研究財団(以下「法務研究財団」という。)は、1998(平成10)年に、「日弁連・公認会計士協会・税理士会・弁理士会・司法書士会など関係団体の協力を得て、法律実務の研修・法及び司法制度の研究・法情報の収集と提供を目的として設立された財団法人」であり(法務研究財団HPより)、2010年(平成22年)10月には公益認定を受け公益法人日弁連法務研究財団となった。

この目的の下に、現在、(ア)法律実務研究事業、(イ)法研究事業、(ウ)情報収集・提供事業、(エ)法曹養成関連事業の各事業を実施している。

以下、若干概観する。

② (ア) 法律実務研究事業

この事業は、(a) 法律実務家を主たる対象として、法律業務に必要とする知識の習得や実践的なテーマの研修等を行う法務研修（これまで専門家責任等、多数のテーマで研修が実施されてきた。）と、(b) 特定の法律分野の勉強や深化のための専門家養成研修（これまで不正競争防止法の実務等、10ほどのテーマにて実施されてきた。）との大きく2つにわけて実施されているところである。法務研修は、関東弁護士連合会との共催で実施されるなど、各ブロック単位会との共催が進んでおり、ますますその役割は増している。

(イ) 法研究事業

法務研究財団の中核のひとつであり、多様化・複雑化する現代にあって、一層の法化社会に寄与するべく、これまでハンセン病問題に関する事実検証調査、民事訴訟利用者調査研究等、約100ほどのテーマ（現在研究中のテーマを含む。）について研究を実施してきており、今後も鋭意研究を継続していく予定である。

(ウ) 情報収集・提供事業

この事業では、会員向けに主要な判例のエッセンス等を伝えるメールマガジン「法務速報」（毎月1回発行）、機関誌「JLF NEWS」（毎年3回発行）のほかに法務研究財団で実施した研修やシンポジウム等の状況をイベントライブラリーとして配信することもスタートさせている。この研修は既に一定の評価を得ており、今後もタイムリーで実務に役立つ研修の実施が望まれるところである。

(エ) 法曹養成関連事業

この事業には、大きく分けて試験関連事業、認証評価事業の2つに分けられる。

そして、試験関連事業では、社団法人商事法務研究会との共催により、I) 法学検定試験（2000（平成12）年より）・法学既修者試験（2003（平成15）年より）、II) 法科大学院統一適性試験（J-LSAT 2003（平成15）年より）の実施を毎年行ってきた。なお、2011年（平成23年）より、法務研究財団、商事法務研究会に法科大学院協会を加えた三者にて新たに適性試験管理委員会を組織し、我が国で適性試験を実施する唯一の団体として運営していくことになり、同年5月29日に第1回目、同年6月12日に第2回目の適性試験がそれぞれ実施され、無事終了した。また、法科大学院認証評価事業は、2004（平成16）年8月31日、文部科学大臣より我が国初の法科大学院の認証評価機関として認証されたもので、学校教育法第109条第3項に基づき、これまで多数の法科大学院に対する認証評価を実施し、信頼と実績を積み重ねているところである。

(2) 法務研究財団に期待される役割

- ① 以上のとおり、法務研究財団は、1998（平成10）年の設立以来、「法律実務の研修・法及び司法制度の研究・法情報の収集と提供」の目的のために、一定の成果をあげてきたと評価できよう。

しかし、法務研究財団の設立から今日に至る14年間に、法曹界、特に弁護士及び弁護士会は、

司法改革のうねりとともに、その取り巻く環境が大きく変化した時期でもあり、今後期待される役割は、これまでの事業の拡充発展にとどまるものではない。以下では、そのような環境下における法務研究財団に今後期待される役割につき考察したい。

- ② (ア) あるべき法化社会の実現に向けた「理論と実務の架橋」として積極的に施策等の提言を行うべきである。

法務研究財団には、弁護士、司法書士、税理士等の法律実務家とともに、法学や法社会学等に関する研究者が多数所属しており、「理論と実務の架橋」(同 HP より) となり得べき立場にあるし、その期待も高い。今後これらの人材の層をさらに厚くし、既存の法律や現行の司法制度に対して、たんなる提言ではなく、調査や理論的裏付けのある、あるべき法化社会の実現に向け積極的に施策等の提言を行うべきである。特に、近時は、新たな法制度の創設や見直し等が頻繁になされている状況であり、理論と実務の結節点たる法務研究財団において、今後も必要な調査や研究を継続的に行い、理論と調査研究結果に基づいた的確でタイムリーな施策等の提言を行い、法化社会をリードする存在たり得るべきである。

- (イ) 国際化への対処

法務研究財団のホームページには、「21 世紀を迎え、法律問題は一段と複雑多様化、高度化、国際化の様相を強めており、こうした状況に的確に対応するため、法律実務に携わる者は、更に一層の研鑽を積んでいく必要があります。そのためには、広く社会に開かれたシンクタンクの機能を有する総合的な研修・研究機関の創設・活動が望まれます。」と今後の展望が記されている。

これまでの研究事業の中でも国際的テーマをもった研究が少なくなく、また認証評価事業では米国のロースクールをはじめ関係機関の視察、さらに適性試験事業では米国の適性試験実施団体と包括的に提携、交流を行っているところであるが、今後は、組織的に海外における法律関係のシンクタンク等の機関との交流を検討・開始し、人的交流を活発に行うことで、国際的視野に立脚した提言や研修、研究が可能となるばかりか、会員に向けた一層充実した研修や研究も可能となろう。また、海外特にアジア地域における法制度や法曹養成制度、紛争解決の諸制度のシンクタンクとして、中心的な役割を担うことが期待されるものである。

- ③ 上記の役割・機能を担うためには、会員の一層の獲得やスタッフの拡充、財政問題等克服すべき課題は多いが、実務と理論の結節点たる法務研究財団でなければ実現できない役割・機能といえ、期待に応えるべく実現に向けねばり強く対応すべきである。特に、公益法人として社会から一層信頼・期待される存在になるために、既存の概念にとらわれることなく時代の変化に対応できる柔軟な思考と機動性を持つ組織となるべきである。